HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|---|---|
| Title | 環境刑法における法益保護（３）：環境媒体侵害の刑法的規制を中心に |
| Author(s) | 梁, 小煒 |
| Citation | 北大法学論集, 76(3), 75-95 |
| Issue Date | 2025-09-29 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/96042 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 03_Liang_lawreview_76_3.pdf |

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

# 環境刑法における法益保護（3）

## ―― 環境媒体侵害の刑法的規制を中心に ――

梁　　小　煒

目　次

序章　はじめに
第一章　ドイツ刑法における環境犯罪をめぐる検討
　第一節　刑法典における環境犯罪の立法沿革
　第二節　環境犯罪の保護法益に関する各見解
　第三節　法益論に基づく検討
　　第一項　法益保護説の維持　（以上、75巻５・６合併号）
　　第二項　一元的・人格的法益論とその批判
　　第三項　二元的法益論による検討
　　第四項　環境法益の適格性
　　１．環境法益に対する立法上、判例上の承認
　　（以上、76巻１・２合併号）
　　２．環境法益の不可分配性の特徴とその意義
　　３．環境法益の価値的側面
　　４．環境法益の存在的側面―Henfendehl説による分類を踏まえて
　　５．結論
　　第五項　小括　（以上、本号）

### 第四項　環境法益の適格性

#### ２．環境法益の不可分配性の特徴とその意義

立法でも判例でもその保護を肯定された環境基盤について、その刑法上の保護の正当性を認めるために、法益としての適格性を考察せざるを得ない。まず、個人的法益か集合的法益かという問題については、環境

基盤が個人的利益にまで還元する必要のない「集合的法益」の形式的特徴に合致するものであるという点は明確化された。すなわち、環境財ある空気を例として、「空気の清潔は公共財である。なぜなら、空気の一部が個人Ａの利益であり、その別の一部はＢまたはＣの利益であるといえないからである。むしろ何人も総体としての空気を吸い込む権利を持っている」[1]との指摘から見て、自然循環にある生態機能が一つの総体として、平等にすべての人間に利用させられているとはいえる。

つまり、二元的法益論を基礎とした上で、環境財は「不可分配性」という特徴を持っていることは否定され得ない。具体的場合における特定の社会の構成員に環境財の相応の一部を取得させることは、集合的法益のあるべき特徴に適応しないのである。

これに対して、一元的・人格的法益論から出発すると、たとえ刑法の保護範囲を徹底的に個人財にまで制限せず、「集合的財」あるいは「不可分配性のある財」を承認したとしても、これは個人的利益への保護に関連すべきであるとされる。それゆえ、一元的法益論の支持者によれば、自然環境が「個別」の人間の生存基盤として保護に値するものであると認められる[2]。環境基盤は確かに分割できない存在であるが、人間の生存が分割可能なのであり、すなわち具体的個人が「独立の個々人」として生活しているので、個人に対する配慮が、まさに集合的環境財の個人的利益への還元の意義である[3]。

このような理解からして、環境基盤は「総体としての人間たち」のためではなく、現実上の「個人」の生存基盤として自分の機能を発揮すると解されるべきである。ここでの環境保護は間接的に個人利益の保護となっている。

---

[1] Vgl.*Luís Greco*, Gibt es Kriterien zur Postulierung eines kollektiven Rechtsguts?, in:*Manfred Heinrich* u.a. (Hrsg.) Festschrift für Claus Roxin zum 80.Geburtstag, Band1, 2011, S.203.

[2] Vgl.*Winfried Hassemer*, Strafen im Rechtsstaat, 2000, S.165f;*Greco* (Fn.1) S.204.

[3] Vgl.*Greco* (Fn.1) S.204.

ただし、このような「個人への配慮」の理解は、集合的法益の意義や機能に合致しないというべきである。この点について、Grecoの批判によれば、個人保護についてのこの連関は、実際には「二重の間接」である。

具体的にいえば、国家的法益を例として、これが人間の発展のために存在しており、分配できない真正な集合的法益である。当該国家的法益における「個別」の個人との連関（第１の間接）は、不可分配性のある集合財の代わりに、個々の人のために扱う国家の「二次的」集合財を通じてしか実現され得ない。この二次的財は、各条文における直接的保護財の背後に存在するもの（第２の間接）である。それゆえ、このような二重の間接的な個人連関は、人格的法益論の個人保護の要求にとって不十分である[4]。

要するに、Grecoの見解から出発して、環境法益において、具体的個人の生存基盤として機能するのは、全体の社会の構成員の生活基礎である環境財の背後にある、個別者の利益に資する「二次的」集合財でなければならない。しかし、この二次的客体は、直接の保護対象ではなく、あくまでも個人的利益との連関のために本来の環境財の維持を通じて間接的に保護されるものである。それは「再間接の個人保護」にすぎず、個人との弱い連結として本当に重要性があるかについて疑問がある。結局、分配できない集合的法益としての環境財が、個人的利益への還元の結果として「個別の個人」のために機能するという構想は、確かに集合財の「不可分配性」を維持しながら具体的個人への間接的保護をも顧慮しようとしたものの、同構想は成功したとはいえない。

また、私見によれば、前記の批判のほかに、「個別の個人への配慮」の理解は個人の被害が現れた場合にのみ考慮でき、現代社会の現状にかなう必要な環境保護にとっては十分でないように思われる。つまり、もし「個別の個人の生存基盤」のみが問題とされるならば、具体的事件において、個人が抽象的危殆化の影響さえも受けなかった場合、侵害行為もそれによって存在しないことになる。しかし、個人生活の基盤に対する保護は、すべて個人的利益への保護に還元され得るわけではない。な

[4] Vgl.*Greco* (Fn.1) S.205.

ぜなら、個人利益に悪影響を与えないような環境基盤の悪化が数多く存在しているからである。長期的な視点から出発して、環境財の不利な変化は、未来のある時点で自然基盤の（一時的にもある）崩壊をもたらし、よって社会生活の基本的外部条件の存続に影響し得るほかに、同様に特定の地域にある個人の損害を生じさせることになる。

それゆえ、個人的利益の侵害への規制を通じて「個々人」の生存基盤を保護するような考え方は、集合的法益の本来の機能を弱体化させるものとして、支持され得ない。

したがって、集合的法益の「不可分配性」という形式的特徴に基づき、環境法益は自然生態圏として、各社会の構成員に個々の部分を配分することはできない。これに対して、具体的個人の生存基盤の維持という人格的法益論の主張は、「分割できない環境基盤」の概念を承認するとしても、環境への危殆化から特定の個人を間接的に保護することに着目している。同主張は実際、特定者の人身、財産利益だけを重要視するので、社会の構成員の発展の基本的外部条件の重要性を見逃したばかりではなく、集合的法益の社会的基盤維持の作用をも不当に制限するといえる。それゆえ、この理解は「不可分配性」の本来の意義に適応しないものとして、否定されるべきであろう。環境財の保護を目的とする構成要件において、個人利益への直接的な配慮でも間接的な配慮でも規範保護の対象外にあるといえよう。

上記の検討で示してきたように、環境法益は社会存続の基本的条件の一部に属し、集合的法益の形式的特徴を持っている。そして、個人的法益でも集合的法益でも、価値的側面と存在的側面が要求されており、自然的環境基盤に係る法益も同様である。以下では、両側面の内容について考察をする。

### ３．環境法益の価値的側面

#### Ａ．人間の自由な発展との関連

法益の価値的側面は人間（及びその発展可能性）に資する各保護財の機能に関連するものであり、集合的法益の場合には、社会の構成員の自由な発展や基本的権利の実現のために活動の基礎としての社会基盤を提

供するところに、その特有の機能を見出すことができるというべきである。すなわち、一般的見解も肯定する結論として、社会の基本的外部条件の維持は人間の自由と安全の保証として、現代の複雑な社会生活における人間の発展条件の実現にとって不可欠なのであるゆえに、伝統的個人財のほかに、当該社会的外部条件も保護法益に属するものである[5]。集合的法益の保護を支持する二元的法益論の出発点は、まさにそこにあるといえよう。

社会的外部条件の一種としての自然的環境基盤に係る法益の場合、その機能としては、人間の生存条件の確保に関連しているものであろう。すなわち、前述した通説である折衷的生態・人間中心主義による法益理解のように、生態的環境保護には人間との最終的関連性があり、この意義上の環境財は人間の基本的な自然的生存基盤として保護されている[6]。言い換えると、環境財は環境倫理の保証の代わりに、人間の存続の維持のために機能せざるを得ない。

もちろん、「自然環境基盤の喪失＝人間存続の不可逆的停止」という定式は現在の一般民衆に普遍的に受け取られているが、保護法益の現実的効用を明確しようとするならば、それはなお漠然としたものである。というのも、確かに、「司法制度の喪失＝社会維持の停滞」、「通貨制度の喪失＝社会活動の停滞」などの定式も同様に成立し得るが、これらの

---

[5] Vgl.*Detlev Sternberg-Lieben*, Rechtsgut, Verhältnismäßigkeit und die Freiheit des Strafgesetzgebers, in:*Roland Hefendehl/Andrew von Hirsch/Wolfgang Wohlers*(Hrsg.), Die Rechtsgutstheorie, 2003, S.67ff;auch vgl.*Roland Hefendehl*, Kollektive Rechtsgüter im Strafrecht, 2002, S.77;*Bernd Schünemann*, Rechtsgüterschutz, ultima ratio und Viktimodogmatik-von den unverrückbaren Grenzen des Strafrechts in einem liberalen Rechtsstaat, in:*Andrew von Hirsch/Kurt Seelmann/Wolfgang Wohlers*(Hrsg.), Mediating Principles, 2006, S.24;*Ioanna Anastasopoulou*, Deliktstypen zum Schutz kollektiver Rechtsgüter, 2005, S.42.

[6] Vgl.*Frank Saliger*, Umweltstrafrecht, 2.Aufl., 2020, S.19f;*Paul Krell*, Umweltstrafrecht, 2017, S.5f;*Thomas Fischer*, StGB, 67.Aufl., 2020, Vor §324Rn3a;*Bernd Kasper*, Die Erheblichkeitsschwelle im Bereich des Umweltstrafrechts, inbesondere bei§324StGB:Bagatellkriminalität im Umweltstrafrecht, 1997, S.58.u.a.

社会構造の各部分の具体的作用を明らかにしないと、人間の発展のための外部条件という集合的法益の価値基礎を単なる「人間社会の存続」というスローガンの名義の下で大雑把に承認し、よって保護に値しない「見せかけ法益」を安易に正当な集合財と承認してしまうおそれがあるからである。集合財の機能や作用の具体化の必要性に着目して、人間社会にとって莫大な重要性があったとしても、環境法益の場合においては、同様に当該価値的基礎の不明確さを回避すべきであろう。

それでは、生存基盤としての環境財は、具体的に人間の自由な発展に対してどのような影響を与えるか。前述第三項２．Ｃ．ｂ．ですでに紹介したように、Henfendehlは機能の側面から集合的法益の類型化を行い、すなわち、社会生活の視点と国家維持の視点の区別から集合的法益を「個人の実現のための自由空間を創設するもの」と「国家の枠組みの条件」という二つの大枠に分類した。その上で、彼によれば、環境財を「自然的環境資源の形態での社会的有限な資源」（gesellschaftliche Kontingente in Gestalt der natürlichen Umweltressourcen）とされ、「個人の自由空間を創設する」という類型の集合的法益に属するものと考えられる[7]。環境基盤を構成した「自然資源」について、その有限性及び非任意回復可能性のために使い果たすことが可能であり、ここではその特別な保護の適格性の決定的な根拠を見出せることになる[8]。というのは、Henfendehlの指摘の通り、環境における資源に対する現在の大量な利用は、現在の人間だけでなく、その後の利用者、少なくとも未来世代への阻害をも生じさせるからである[9]。

環境財と人間の存続の維持との関係として、環境資源は「個人の自由空間の提供」という機能を発揮し、しかも、これを使い果たす可能性があるところに人間の存続のための必要性を見出せるというHenfendehl

---

[7] Vgl.*Roland Hefendehl*, Kollektive Rechtsgüter im Strafrecht, 2002, S.132, 306;*ders*., Das Rechtsgut als materialer Angelpunkt einer Strafnorm, in:*Hefendehl/von Hirsch/Wohlers*（Fn.5）Die Rechtsgutstheorie, S.127.

[8] Vgl.*Hefendehl*（Fn.7）Das Rechtsgut, S.127.

[9] Vgl.*Hefendehl*（Fn.7）Kollektive Rechtsgüter, S.132, 307.

の見解は賛成すべきである。この点に対する私見の理解としては下記の通りである。

すなわち、有限な自然資源（鉱石、エネルギー資源、動植物など）もしくは清潔な環境媒体（清潔な水、土壌、空気など）は現在、人間の日常的生産や生活において大量に消耗されている。もし利用・汚染を一定の範囲内にまでコントロールしないとしても、確かに、その絶えない保有量の減少・品質の低減は即時に生命、財産などの個人の利益を損害するわけではない。しかし、必然的な結果として、現在の社会の構成員に外部からの年々増えていくリスクを生じさせたり、利用できる生活空間及び生活必須品の質量を減少させたりし、よってその自由な発展の可能性に多大な障害を与えることになる。要するに、環境破壊は「現世代」の個人実現の自由空間に一定の悪影響を与えているということはまず肯定され得るのである。

そればかりではなく、大量な消耗を続けると、高度な悪化を経た環境基盤における後の世代の社会の構成員にとっては基本的な日常生活の維持さえも困難になるおそれがあるということをも予見できるのであろう。本当にそのような状況になった場合、人間社会はもはや存続できなくなるという事態に直面せざるを得ない。これは「未来世代」の個人の発展の実現に係るものであるように思われる。

このような環境資源破壊による後世代への必然的な影響に着目して、例えば、Steindorfは「現在の状況での個々の人間及びその『生活品質』のほか、未来世代における人間という種（Spezies）のさらなる生存、維持も重要である。汚染された大気、水域で、数が減少させられた動植物の世界に取り囲まれているような未来にいる人間の単純な存続は避けられるべきである。そのため、人類の生態的発展に対する認識可能で緊迫な危険を防止するように努力すべきである」[10]と述べる。すなわち、後世代の生活品質の低下は、必然的に彼らの発展の実現や生活の自由空間に対する大きな阻害となるので、無視することができない。

[10] *Joachim Steindorf*, in:Lepiziger Kommentar Strafgesetzbuch, 11.Aufl, 1997, Vor§324Rn.15.

この点について、まさにSchünemannの主張する「世代間の分配正義」が問題となる。彼によれば、「再生可能な資源は現存の世代の自由な処分の下にあって、その意味において現存の世代の財産と見なられることができる一方、只今存在している世代は未来世代のために、使い果たせる資源の保存について義務づけられており、よってその利用を比例性のある割合に制限すべきである」[11]と考えられるのである。そして、現存の主体でない未来世代の財産や所有権への保護は当然不可能であるので、現在の生態的資源それ自体が保護法益とされるべきであるという[12]。

私見によれば、その意味としては、「人類種族の生存」[13]という価値に基づいて、現存の世代の成員には私たちの人間社会を未来まで継続的に存在させるという義務があることを指す。その上で、使い果たせる生態的資源に関する合理的利用は、人間社会維持の義務の一側面に属するといえる。

したがって、水域や空気などの環境基盤、及び自然状態における動植物から構成した生態圏は人間社会の存在の自然的基礎として、その維持には社会の構成員の生活利益があるというべきである。人間の自由な発展の可能性及びその保障を考慮すると、Ransiekによる総括、すなわち「人間の生存基盤としての環境への保護は、単に人間の存続のための不可欠な必要環境条件が保護されているだろうという意味において理解されるべきではない。最低限の条件だけではなく、生きるに値する環境への保護が重要である」[14]ということには賛成すべきである。

---

[11] *Bernd Schünemann*, Vom Unterschichts- zum Oberschichtsstrafrecht.Ein Paradigmawechsel im moralischen Anspruch?, in:*Hans-Heiner Kühne/Koichi Miyazawa*(Hrsg.), Alte Strafrechtsstrukturen und neue gesellschaftliche Herausforderungen in Japan und Deutschland, 2000, S.26.

[12] Vgl.*Schünemann*（Fn.11）Ein Paradigmawechsel, S.27;auch vgl. *Anastasopoulou*（Fn.5）S.210.

[13] Vgl.*Bernd Schünemann*, Kritische Anmerkungen zur geistigen Situation der deutschen Strafrechtswissenschaft, GA1995, S.206.

[14] *Andreas Ransiek*, in:NK-StGB, 4.Aufl, 2013, Vor§§324ffRn.8.

**B．憲法的根拠**

もちろん、単に財の事実的作用、すなわち人間の自由な発展に対する具体的影響という現実的機能面から出発すると、環境基盤については、「現在の世代」の発展の基本条件としては問題がないものの、現存の主体でない「未来世代」のための保護という点にはやはり疑問を拭えない。つまり、未来の人間社会はもはや維持できなくなるということを予見し得るので、現世代における資源の節度ある利用は、確かに未来世代の正常な生活の前提となっている。それにしても、現在の人間に未来の発展のための保護を義務づけるということは本当に刑法において認められ得るかについて、なお規範的視点から検討すべきである。それゆえ、特に後世代の発展にまで及ぶ保護に関しては、最高法規である基本法における明確な規範的根拠が必要となる。

すでに述べたように、環境基盤に係る刑法的保護において、その憲法的根拠は基本法20a条「自然的生活基盤の保護」、すなわち、「国家は未来世代に対する責任を果たすためにも、憲法的秩序の枠内において立法を通じて、また、法律及び法の基準に従って執行権及び裁判を通じて、自然的生活基盤及び動物を保護する」という点にある。

この条文の文言に基づき、一般的な見解によれば、当該基本法20a条は環境保護に係る基本権を肯定したとはいえず、立法者に適格な環境保護の規定の公布を義務づけるという「国家目標の設定」（Staatszielbestimmung）、あるいは自然的生存基盤の保護という「国家の任務」を要求するものであると認められる[15]。すなわち、単に当該文言から見て、社会の構成員が環境基盤の場合にどのような利益や権利を持っているかについてはまだ不明確であり、ここでは国家が立法や行政において環境保護の任務を果たすべきだという要求が提出されたにす

[15] Vgl.*Wolfgang Wohlers*, Deliktstypen des Präventionsstrafrschts-zur Dogmatik >moderner< Gefährdungsdelikte, 2000, S.245;*Manfred Möhrenschlager*, in:Lepiziger Kommentar Strafgesetzbuch, 12.Aufl, 2020, Vor §324Rn.19;*Hefendehl*（Fn.7）Kollektive Rechtsgüter, S.307;*Ransiek*（Fn.14）NK-StGB, Vor§§324ffRn.15.

ぎない。

しかし、他方、立法者は当該規定によってこそ、自然環境に係る政策的形成の自由を取得し得るともいえる。つまり、例えばWohlersの指摘のように、この形成の自由は「立法者がどのように、そしてどの手段で課された義務を満たすつもりかという問題に係るものである。それによって、当該義務の重要な機能は、憲法で保護されている他の価値との衡量の枠内において、環境保護の価値を強化するということのみである」[16]という。要するに、当該基本法の規定に基づいて、国家は立法活動を通じて、具体的保護客体としての自然的生活基盤の不可侵性の維持に関連する規範を刑法において定立させ、よって基本法上の任務を実現するのである。このようにして、自然的生態資源の刑法的保護は、国家の任務の遂行（立法）による憲法的根拠の具体化の結果であろう。

そして、憲法上の「自然的生活基盤の保護」は個人の発展などの利益を支えているということは、基本法の解釈の枠内においても肯定され得るのである。例えば、Steindorfは「生態基盤の保護がなければ、現在の人間は発展できないし（Art.2 Abs.1GG）[17]、彼らの子供の未来を保証することもできない（Art.6 Abs.1GG）[18]のであろう」[19]とし、市民の現在の生活の維持、及び後世代の存続のために、環境保護を「現代国家の決定的な任務」と位置づけるのである。彼の理解によって、人格の自由な発展、及び後世代を含む家族の保護に係る人間の憲法の基本的権利の実現のために、自然基盤の存在をその基礎的条件と承認せざるを得ないとされる。

また、特に保護を後世代の存続にも方向づける理由として、基本法20a条における「未来世代に対する責任からも」という文言に基づいて、例えばRoxinは「そのためには、社会契約を現在存在している人間の範

[16] *Wohlers*（Fn.15）Deliktstypen, S.245.

[17]「何人も、他人の権利を侵害せず、かつ、憲法適合的秩序または道徳律に違反しない限り、自己の人格を自由に発展させる権利を有する」という。

[18]「婚姻及び家庭は、国家秩序の特別な保護の下にある」という。

[19] *Steindorf*（Fn.10）LK-StGB（1997）, Vor§324Rn.11.

囲から、ほかの生物や未来の世代に拡張すべきである」[20]と述べる。Schünemannも前述第二項３.③で言及されたように、「社会契約への関与、及びそれによる権利と義務は、特定の時点で生存している個人に制限され得ないというのは当然である。なぜなら、さもなければ、死亡と誕生に伴って新たな社会契約が締結される必要があることになるからである……全体の人間がパートナーと想像された場合、未来世代も同様である」[21]と認める。

このような解釈に関して私見としては、すなわち、社会契約に基づく人間の自由と自己実現に対する保証が現代国家の任務であり、当該任務は憲法の規定において具体化されたのであると考える。社会契約は特定の時点の個人の代わりに、「人類」という概念におけるすべての構成員をその適用可能な対象としているので、現代の社会契約の内容として、私たちの後世代である「未来世代」の自由発展への配慮は不可能でない。しかも、経済などの別の社会領域における人間発展の可能性はさておき、自然環境の不断な悪化が現在の時点で実感できているし、将来における環境基盤の崩壊も予見可能である現状に鑑みて、「未来世代」への配慮の必要性は、特に環境保護の場合において否定できないのであろう。後世代の自由と自己実現にまで着目することも社会契約の内容であり、自然環境の領域においてはその事実上の必要性を取得したといえよう。

それによって、基本法20a条における「未来世代に対する責任」という文言は、まさに後世代をも含む人間の発展条件の保護という社会契約に基づく任務が憲法的規範において定在させられた結果の体現といえるのであろう。

---

[20] *Claus Roxin*, Rechtsgüterschutz als Aufgabe des Strafrechts?, in:*Roland Hefendehl*(Hrsg.), Symposium für Bernd Schünemann zum 60.Geburtstag, 2005, S.148. すなわち、国家は社会契約によって創設された平和の秩序を侵害することから国民を保護しており、刑罰が当該任務を満たすための手段とされるというような「社会契約」に基づく共同生活の要求は、維持されるべきである前提条件である。Vgl.*Knut Amelung*, Rechtsgüterschutz und Schutz der Gesellschaft, 1972, S.20.

[21] *Schünemann* (Fn.13) GA1995, S.206.

なお、最近では、特に未来の人間の存続にも着目する環境保護について相応の憲法判例が現れてきた。すなわち、当該基本法20a条にも関連して、連邦憲法裁判所は2021年３月24日に気候保全についての決定[22]を出して、現世代と未来世代のための環境基盤の保護の必要性及びこれに係る国家の義務を確認したことに注目すべきである[23]。本決定は主に気候保護法の条文の違憲性に係るものであるので、詳細な紹介や考察は本稿の対象外にある。本稿にとって重要なのは、前述のように、基本法20a条に関連する地球温暖化から見た環境保護の必要性及び未来世代へ

[22] BVerfG, Beschl.v.24.3.2021, NJW2021, S.1723ff；auch vgl.*Maren Eilers*, Entscheidungsanmerkung, ZJS2021, S.383ff. 同決定の内容とドイツ公法学でのこれへの学問的対応（議論状況）を整理するものとして、桑原勇進「気候変動と憲法―ドイツ連邦憲法裁判所21年３月24日決定と同決定を巡る議論状況―」上智法学論集65巻４号（2022年）133頁以下参照。

[23] 本決定は、2019年施行されている連邦気候保護法（Bundes-Klimaschutzgesetz = KSG）（立法について、v.12.12.2019-BGBl.I S.2513参照）の規定の一部が違憲であると認定するものである。すなわち、施行当時の気候保護法３条「国家の気候保護目標」において、その１項２文は「1990年比で、温室効果ガスの排出は2030年まで、漸次的に少なくとも55％削減される」と規定している。当該１項は当時、1990年比で排出を2020年まで40％、2030年まで55％、2040年まで70％、2050年まで95％削減することを規定していた。本決定の後、連邦気候保護法に対する改正が行われた。その改正について、v.18.08.2021-BGBl.I S.3905参照。改正後の３条１項は1990年比で、排出を2030年まで65％、2040年まで88％削減することを要求している。そして、本法４条「年度排出量」の１項及び別表２は、３条１項の目標の達成のために、エネルギー経済、工業、交通、建築業、農業、廃棄物経済その他の分野に対して、2030年までの年度排出量を規定している。連邦憲法裁判所は異議申立人の主張を部分的に支持して、これらの条文における温室気体ガスの削減要求が当該ガスの減少及びグローバルな温暖化の制限のための措置として不十分であり、それによって、基本法２条１項の生命及び身体的不可侵性と、基本法14条の所有権に係る基本的権利が気候の不利な変化により侵害されていると認定した。そのほか、排出制限による自由権の侵害、基本法20a 条の保護要請の違反をも検討したのである。Vgl. BVerfG, NJW2021, S.1724ff. 桑原・前掲注268）135頁以下、148頁以下、玉蟲由樹「国家の気候保護義務と将来世代の自由」上智法学論集65巻４号（2022年）247頁以下参照。

の保護義務を肯定したという点にある。

本決定はまず、温室効果ガスの排出に伴う気候変動は現実的に地球温暖化に寄与していることを確認して、気候を基本法20a条による保護対象である「自然的環境基盤」の一部とし、それによって、当該20a条も気候保護の要請を根拠づけるものであるという前提を肯定した[24]。

そして、温室効果ガスの減少に係る基本法20a条による負担を一方的に未来へ転嫁することはできないと判示した。すなわち、「特定の条件の下で、基本法は、基本的権利を保護し特定の時代を越える自由を保障すること、及び特定の世代を越える自由の機会について比例性のある分配を義務づけられる」[25]とし、「基本法20a条は、未来世代のための責任にも基づいて自然的生存基盤を保護するよう国家を義務づける場合、それはまず、特に未来世代に自然的生存基盤を維持することを目指すものである。ただし、それは同時に世代間の環境保護負担の分配にも関連している。基本法20a条の客観法的な保護の委託も次のような必要性を含んでいる。すなわち、将来の世代が自然の生存基盤を徹底した禁欲でしか守れないであろうことにならないようにするために、自然の生存基盤を慎重に扱い、当該状態でこれを後世代に残すという必要性である」[26]という。

要するに、本決定は世代的正義の問題と、現在の人間が将来を犠牲として生活してもよいかという問題を提起したものである[27]。その結論としては、自然環境への配慮に関連する立法などの国家の義務を履行する際に、基本法20a条による温室効果ガスの減少に係る負担を一方だけで将来の後世代に移転させることを避けて、時間的に異なる世代の間の自由の機会について比例分配を図るべきである[28]。これがまさに基本法20a条の文言における「未来世代に対する責任」に基づく要請である。

---

[24] Vgl.BVerfG, NJW2021, S.1727, 1737f.

[25] BVerfG, NJW2021, S.1723.

[26] BVerfG, NJW2021, S.1739.

[27] Vgl.*Eilers* (Fn.22) ZJS2021, S.383.

[28] Vgl.BVerfG, NJW2021, S.1737;*Eilers* (Fn.22) ZJS2021, S.388;*Felix Lange/Matthias Lippold*, Höchstrichterliche Klimaentscheidungen und Demokratieprinzip-Eine rechtsvergleichende Betrachtung, JZ2022, S.690f.

したがって、環境法益は人間社会の創設と発展の生態的基礎・前提であり、その価値的側面は、人間の後世代の生活の正常さにも着目して、社会の構成員の質のある日常生活を維持するところにある。生態的基礎が予見できる将来において崩壊しないために、社会生活による環境汚染を一定の程度までコントロールして自然的環境基盤を配慮するということは、人間の自由な発展の可能性への保障という国家の基本任務の履行にとって不可欠な一環である。しかも、特に基本法20a条は生態的環境保護の要求に憲法的根拠を提供したのであり、それによって、環境法益の価値的側面は憲法の基本的価値の要求に合致し、その法的保護も正当的であるといわれるべきであろう。

### ４．環境法益の存在的側面―Henfendehl 説による分類を踏まえて

形式的特徴と価値的側面の後、最後の基準として、環境法益の現実的な存在的側面が考察されるべきである。すなわち、自然的環境基盤について、人間の行為による侵害の可能性があるかどうかという問題である。前述のように、法益は現実世界の対象として、因果法則に従うものである。というのは、法益が因果的に侵害できない（理念的対象）客体と考えられる場合、刑法的保護は無意味となるからである[29]。

Henfendehlによって、「個人の実現のための自由空間を創設する」という価値的側面のある集合的法益は、その存在的側面に鑑みて、さらに「社会的に重要な信用法益」と「使い果たせる社会的に重要な資源」という２種類に分類され得るのである[30]。

まず、「社会的に重要な信用法益」は、特定の機能を発揮する予定が

---

[29] Vgl.*Hefendehl* (Fn.7) Kollektive Rechtsgüter, S.28ff.

[30] Vgl.*Roland Hefendehl*, Die Materialisierung von Rechtsgut und Deliktsstruktur, GA2002, S.25f. すなわち、Hefendehl は社会生活に関連する集合財の存在側面を「信頼」と「有限な資源」に分けるのである。なお、「国家の枠組みの条件」という類型の集合財の存在側面について、彼は「国家の機能法益」と「国家の行動における資源の存在」という２種類を挙げる。同類型に対する具体的検討は本稿の対象外にある。

ある公共制度に対する信用に係るものである[31]。Henfendehlは制度自身の代わりに、「制度に対する信用」を保護法益とするのである[32]。前文第三項２．D．では集合財の脱実体化の特徴があり、その因果的侵害の可能性が問題になるということはすでに明確にした。公共制度もこの問題に該当する。制度の機能それ自体が弱体化したかについてはっきりとしないものの、秩序に反する利用行為等による社会的信用への影響（公共制度に対する不信感の発生・強化）はより容易に検証されるので、「信用

[31] 公共制度に対する信用について、具体的にいえば、Henfendehl は「信用の要素は個人と制度との間の必要的な連関を創設して、その同時に、実質的意義を取得するのである……実在の信用は個人のためにその人格的行為空間を拡張しまたは保持している」とした上で、「一定の条件の下で、信用の喪失は法益上の第一義的損害（Primärschaden）をも基礎づける。それゆえ、信用によって構成され、信用がなければまったく存在しないような集合的法益がある……例えば交換手段としての通貨の場合、特別なメカニズム、媒介または協定に対する信用がなければ、既存の制度の相互依存関係によって現在のように発展してきた社会秩序に影響を与えることになるだろう。そして、国家と社会にとって決定的な同質の収益範疇（homogene Ertragskategorie）としての通貨も無効になるだろう」と述べる。*Hefendehl*（Fn.7）Kollektive Rechtsgüter, S.124f. すなわち、通貨、司法などの社会的に重要な公共制度が自身の機能を順調に発揮させるために、制度に対する信用がその必要条件とされるというべきである。なぜなら、これらの公共制度は社会の構成員の自由空間の創設・拡張のために導入されたものであり、もし人々は公共制度の有効性や公平性などに一定程度の疑問を抱くのであれば、これらの公共財を利用しなくなるのは当然であり、その結果として、社会生活中の自由な発展に役立つような公共制度の予定された機能も無意味になるからである。それゆえ、社会的機能のある各公共制度の正常な運行に対する信用は人々の利用行為の前提となるので、各公共制度の機能維持の条件に属し、当該複雑システムの構成要素の一部と認定され得るのであろう。

[32] より正確にいうと、経済制度などの生活基礎としての社会基盤に対する「信用」は法益の一部の構成要素であり、当該信用がなければ、生命などの個人的法益（なぜなら、その存続は信用の存否によって決めれられるのではないからである）と違い、通貨制度などの集合的法益の崩壊は必然的な結果となる。Vgl.*Roland Hefendehl*, Mit langem Atem:Der Begriff des Rechtsguts Oder:Was seit dem Erscheinen des Sammelbandes über die Rechtsgutstheorie geschah, GA2007, S.10.

法益」の主張は、侵害行為による因果変更の実現という客観的存在面の要求に合致するものであろう。確かに、「信用」は内心の事柄にも関連するが、依然として現実的存在と評価され得る。なぜなら、抽象的存在にすぎない「理念」の反対概念は「物質」ではなくて、むしろ「真実」や「現実」だからである。それゆえ、物質のほか、現実的存在は精神をも含んでいるというべきである[33]。

他方、「使い果たせる社会的に重要な資源」という類型の集合財は、「社会的に重要な信用法益」とは異なる。当該「社会的に重要な資源」は「使い果たせる」ものに属するので、その量が有限的であり、物質的な存在として任意的に再生することもできないのである。すなわち、Henfendehlによって、前記の信用法益である「規範的な財」は一定の社会的評価で確認されるのとは異なり、物質的な社会資源に係る法益は「記述的な財」（deskriptive Güter）に属し、有体的、かつ、知覚上直接的に把握することができるものである。それゆえ、当該類型の客体は自然的・客観的事実として、その確定が通貨システムなどのように、法律と社会秩序の評価により決められたのではない[34]。規範的な財と比べて、社会的資源法益の存在的基盤はより簡単に肯定されるだろう。

本稿の主たる考察対象としての生態的環境法益は、まさにこの社会的重要資源の代表例と評価され得るのである。人間社会が創設された後に生じた需要に基づいて規範的に設置された公共制度とは違い、自然的生態資源は人間社会を創設して発展させるために必要不可欠な物理的基礎条件となり、その大量な消耗が確実に地球上の限度ある保有量を減少させているという現実を誰も否定できない。しかも、環境法益は物理的な客体として、汚染物質の排出等による生態圏の因果的変化が経験科学上

[33] Vgl.*Hefendehl* (Fn.32) GA2007, S.13. しかも、前述のように、個人的法益である名誉も知覚上把握しがたい精神的客体であるが、同様に現実的存在と認められるべきである。

[34] Vgl.*Hefendehl* (Fn.7) Kollektive Rechtsgüter, S.133. すなわち、公共的法益はほぼ有体の対象ではないという結論は一般的に承認されたが、環境財がまさにその例外である。Vgl.*Anastasopoulou* (Fn.5) S.211.

認められ、その現実的侵害可能性については、必然的なものであるといえる。

すなわち、物理的な存在的基盤が見出された場合、前述第三項２．Ｄ．ｃ．で言及した集合的法益の存在的基礎の確定（個人の相互作用関係の探求）は不必要であるし、「信用」も改めて当該物理的集合財の構成要素と評価する必要もない。なぜなら、存在的基盤に対するこれらの特殊な認定は、因果的変化の可能性の存否が特に問題となる客体、いわば規範的に設置された公共制度のような集合財の場合に適用されるものだからである。

それゆえ、環境財のような、記述的な社会的資源に係る集合財について、因果的な変更可能性のある存在的側面を承認することは、むしろ当然であろう。確かに、具体的にはどの程度、どの規模の環境基盤の悪化を生じさせたかについて明確ではなく、なお事後的な科学的検証や観察を必要とするが、これはまさに環境財の因果的変更可能性を承認した後の問題であり、存在的側面の現実性という前提に対する検討とは関係がない。

したがって、自然的環境媒体や生態資源は物理的な存在であり、かつ、知覚上直接的に把握できるような現実的な客体と認められるべきである。それによって、環境法益は存在的基盤を持っており、因果的侵害のできる対象とされている。

## ５．結論

以上の考察から見てきたように、生態環境への直接的影響を構成要件要素とする形式の環境犯罪には、その保護法益の内容について、前述した通説としての折衷的生態・人間中心主義の主張は合理的なのである。すなわち、自然的生態要素は独自の法益とされると同時に、それが人間の生活空間の生態的基礎として人間の自由な発展の実現に資する基本的条件に属するものと考えられるべきであり、純粋たる生態圏の存続の維持という不明確な自己目的の実現のために保護されてはならない。

本項での環境法益の適格性に対する考察によって、生態環境法益は不可分配性の特徴を有している集合財として、憲法的根拠づけ（特に基本

法20a条）に基づいて、法的保護に値する人間の自然的生存基盤と認められるべきである。この適格な集合的法益の保護が、私たちの現代社会にとって絶対に不可欠な任務に属するのである[35]。

**第五項　小括**

本節では、主に保護法益の内容・特徴に基づいて、環境法益の在り方を考察してきた。まずは、法益論というテーマに係る現在のドイツ刑法上の論争、すなわち一元的・人格的法益論と二元的法益論の各自の主張に対する考察から出発して、保護法益という概念のあり得る内容を明確にしてきた。

一元的・人格的法益論の見解の出発点は、法秩序が人間に資し、また人間の本質が個々の人格の発展にあるのだから、法秩序の機能が人間の自由な発展を保護するものであるというところにある。この理解からすれば、超個人的法益の保護は「個人」の発展条件の保護の「前段階」にあることが求められ、超個人的法益が問題となる場合においても、個人的法益への侵害または危殆化が必要とされる。

しかし、一元的法益論の主張には疑問がある。確かに、人間に最も価値があるとし、個人の自由な発展を重要視することから出発してこの理論を立てるが、それによって伝統的な個人法益しか刑法的保護に値しないという結論を出す必然性はないというべきである。現代社会において、国家の過度な干渉から個人の自由を守るだけでなく、個人の多元的な発展のために、人間活動の展開が依拠した各社会的基盤をも絶えずに提供すべきである。これらの社会的基盤それ自体は、公共的機能が発揮できる超個人的財として、確かに生命や財産などの伝統的個人法益とは違うものの、個人的法益への還元を経ることがなくとも、同様に人格の発展条件と評価され得る。なぜなら、個人の自由な発展を実現させるために、人間自身の個人権利に対する確保のほか、自由の行使の基本条件の保障がなければならないからである。

---

[35] Vgl.*Dennis Bock*, in:*Eric Hilgendorf/Hans Kudlich/Brian Valerius* (Hrsg.) Handbuch des Strafrechts, Band5– Strafrechts Besonderer Teil II, 2020, §48Rn.8.

このように、社会の構成員の自己実現に対する国家の促進的・配慮的機能にも着目し、基本的外部条件を直接に保護することは、各国民の人格的な発展の保証という法秩序の根本的任務と矛盾しているわけではないだろう。そうすると、法益の還元論は不必要なのであって、超個人的法益が問題となる構成要件の場合において、「個人的法益の維持」の必然性はなく、個人的法益への侵害や危殆化は構成要件実現の前提条件でないと考えられるべきであろう。

これに対して、二元的法益論の支持者は、現代国家の任務の変化・発展を承認して、人間の共同生活の存在条件を創設、確保し、人間生存の配慮を促進することに注目しているのである。要するに、現在の社会環境の複雑性を考えると、生活の基本的な外部条件は、人間の自由な自己発展にとって同様に不可欠なのである。このような公共財は、個人的法益に還元する必要がなく、個人の自由な発展に資する限り十分である。

集合的法益については、第１に、「不可分配性」が伝統的な個人的法益と区別するための特徴であると認められる。「不可分配性」のある各種の社会的基盤や公共制度は、適格な保護法益と評価され得るために、個人的法益と同様に、保護法益の基本構成要素としての価値的側面と存在的側面を備えるべきである。

第２に、集合的法益の「価値的側面」については、現代社会において、人間の自己発展は、国家の行政活動による自由の抑圧に対する制限のみでなく、社会における各種の個人活動の展開をも通じて実現しなければならない。人間の生存、生活に関連する各社会的システムは共同体の形成の前提的基盤として、そこには人間の活動と相互作用の実現を支える機能が存在しているとはいえる。各社会システムが自身の作用を正常に発揮できる限り、人間の自由な発展を促進するために、これらの社会的外部条件は、個々の人間の多元的利益の実現過程に機会と保障を提供することができる。

それゆえ、法的手段、特に刑法による社会的基盤・社会的外部条件の維持は、個人的利益に対する高度な保護と同様に、人格的な発展への配慮を国家と法秩序の根本的任務と確認するドイツ基本法の基本的価値に合致する。要するに、人間の自由な発展の基本的外部条件に対する法的

保証には憲法的根拠があり、それによって、集合的法益の価値的側面の正当化基礎があると認められるべきであろう。

第３に、集合的法益の「存在的側面」については、個人的法益と同様に、集合的法益をも客観的現実世界に存在している保護客体と評価しなければならない。まず、「規範的」な集合財について、特定領域（例えば通貨の流通）に係る社会の構成員の間の相互作用関係の発生が必然的に同領域に相応する社会的意義を生じさせ得たという現状から見て、当該特定領域の形成の前提条件としての社会制度・秩序（例えば通貨秩序）の客観的存在は当然である。それに対して、「規範的」な制度・秩序以外の、物理的な生活資源や消耗品に関連するような集合的法益は「記述的」な財であり、因果的に把握できる客観的対象と直接評価されることには特に問題がないだろう。要するに、集合的法益は単なる抽象的概念ではなく、その存在的側面も証明できるものであると認められ得る。

つまり、現代社会の現状と人間の多元的自由な発展の要求に適応するために、二元的法益論の主張はより合理的であり、個人財以外の集合的法益も刑法的保護客体に属するものであると認められるべきであろう。それでは、本稿の主たる検討対象としての環境法益を合法的保護財として承認するために、その適格性（主に環境財の価値的側面と存在的側面）に対する考察も同様に必要である。

一般的な理解によって、環境法益は自然的環境資源の形態として存在しているような、使い果たせる社会的資源であり、個人の自由空間を創設するという類型の集合的法益に属すると考えられる。その存在的側面の検討として、自然生態環境は有体的であり、かつ、知覚上直接的に把握できる「記述的な財」に属するので、環境法益は存在的基盤を持っており、因果的侵害の対象とされていることには問題がない。

そして、その価値的側面について、人間の基本的生存条件・人間の活動展開の前提条件である自然環境が確保されるべきであり、そのため、有限な客観的存在としての環境資源は法的保護に値するのである。しかも、当該価値的側面は基本法の規定によって根拠づけられており、すなわち、特に基本法20a条「自然的生活基盤の保護」にその憲法的基礎を見出すことができる。つまり、憲法の視点から見ても、現存の個人的法

益を越えて、現世代と未来世代の生存条件のための危険防止という公共の福祉を、環境財の価値的側面の体現と認めることができる。

以上の適格性の考察から見てきたように、人間の発展との関連性を考えて、人間の共同生活の必要条件としての生態環境は自由な発展の基礎である集合的法益の一種とされている。それゆえ、各環境要素が環境犯罪における行為客体となる場合、わざわざ具体的個人の生命や健康との直接的な関連に着目する必要がなく、生態環境それ自体は刑法的保護に値するものである。